

首都大学東京 法科大学院
平成28年度 2年履修課程

憲法・民法・刑法 試験問題
(平成27年10月31日実施)

試験時間 午前10時30分～午後1時30分

受験に当たっての注意事項

- (1) 受験中は、机の右上に、① 2015年度法科大学院全国統一適性試験受験票及び②本学受験票を置いてください。(①と②の両方が必要です。)

机上には、上記受験票、筆記用具、時計及び眼鏡以外の物を置くことはできません。

- (2) 筆記用具は、黒インクのボールペン又は万年筆に限ります。机上に置ける筆記用具はこれだけです。これ以外の筆記用具を用いた場合は、0点として採点します。また、消しゴム等で消すことのできるインクや2色(又は複数色)のボールペン等、マーカー、修正液及び定規等の使用も認めません(答案の下書きや問題冊子への書込みも含む。)
- (3) 携帯電話又はそれに類する通信機器等は身につけず、必ず電源を切って、鞆等の中に入れてください。それらを時計として用いることはできません。
- (4) 耳栓、イヤホン又はそれに類するものの使用は禁止します。
- (5) 受験中の飲食は一切禁止します。ペットボトル等を持っている場合には必ず鞆にしまい、机の上等に置くことはしないでください。
- (6) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。
- (7) この問題冊子は表紙を含めて4頁あります。問題冊子を破いたり、ホチキス止めをはずしたりしてはいけません。
- (8) 答案用紙の所定の欄に、受験番号及び氏名を必ず記入してください。
なお、所定の欄以外の場所に氏名を記載するなど特定人の答案であることが明らかとなるような行為は一切禁止します。
- (9) 答案用紙は、各科目1枚(両面記載)のみ配布しますので、汚損しないよう注意してください。また、解答すべき答案用紙の科目を間違えないように注意してください。
- (10) 配布した「法科大学院試験六法」は試験時間終了時に回収しますので、書き込んだり、頁を折り曲げるなどして汚損しないでください。汚損行為は不正行為とみなします。
- (11) 試験室では監督員の指示に従ってください。不正行為があった場合又は監督員の指示に従わなかった場合には、失格となります。また、他の受験者の受験の妨げとなる行為が認められた場合には、監督員が、試験時間中であっても試験場からの退出を命ずることがあります。
- (12) 試験終了時刻までは、試験室から退出することはできません。トイレに行くことも原則として禁じます。緊急の場合や気分が悪くなった場合等には手を挙げてください。

憲法 問題

Y県は、「ため池保全条例」(以下、「本条例」という。)を制定し、「ため池の破損や決壊等で災害が発生するのを未然に防止するために、県内のため池の管理に必要な事項を定め」た(本条例第1条)。本条例は、「ため池の排水や流水に障害となる行為」(第5条1号)、「ため池の堤とうに竹木若しくは農作物を植え、又は建物その他の工作物(ため池の保全のために必要な工作物を除く。)を設置する行為」(同条2号)、「そのほか、ため池の破損又は決壊の原因となる行為」(同条3号)を禁止した。そして、本条例第5条に違反した者には5万円以下の罰金を科している(本条例第10条)。

XはY県内で農業を営み、先祖代々所有する、ため池Aの堤とうで、父祖のときから引き続いて農作物を耕作していたところ、本条例で禁止されているにもかかわらず、これを行っていたので、本条例第5条2号に違反したとして、起訴された。

Xはこれに納得がいかず、そもそも本条例は違憲だと考えている。どのような違憲の主張ができるか。また、それ(それら)について、あなた自身はどう考えるか、論じなさい。なお、条例で刑事罰を設けることの憲法問題は触れなくてよい。

民法 問題

次の(事例)を読んで、【設問】1, 2に解答しなさい。なお、【設問1】と【設問2】は、それぞれ独立した問いであり、【設問1】で挙げた事情は、【設問2】では考慮しないこと。

(事例1)

画商のXは、平成27年7月1日、画廊経営者Yから、Yが所有する有名画家Fの油絵(以下、「本件絵画」という。)を500万円で買い、代金を支払ったが、Yから、画廊の展示用に3か月間だけ月20万円の賃料で貸してほしいと頼まれたので、これを承諾し、本件絵画をそのままYの画廊に展示させていた。

【設問1】

(事例1)において、XとYは、ともに本件絵画がFの作品であると信じて売買をしたが、実は贋作で無価値なものであった場合、Xは、Yに対して、売買代金500万円の返還を請求することができるか。理由を付して解答しなさい。なお、Yは、「画商であるXが、本件絵画が贋作であることを見抜けなかった落ち度は重大である」と反論して返還を拒んでいる。

(事例2)

Yは、Xとの間で本件絵画の売買をした2日後、Xへ売却したことを隠して、画商のZに対し、本件絵画を代金600万円で売り、Zから代金の支払を受けた。そして、Xの場合と同様に、画廊の展示用と称して本件絵画を3か月だけ月20万円でZから賃借した。このため、本件絵画は、Xとの売買より前から、継続してYの画廊に展示されていた。

賃貸の期間が過ぎた平成27年10月5日、XとZの双方から本件絵画の引渡しを求められたYは、Xに本件絵画を引き渡した。

【設問2】

(事例1)及び(事例2)を前提とし、かつ、下記判例の見解に立った場合、Zは、Xに対し、本件絵画の引渡しを求めることができるか。理由を付して解答しなさい。

記

最高裁判所昭和35年2月11日判決 民集14巻2号168頁

「無権利者から動産の譲渡を受けた場合において、譲受人が民法192条によりその所有権を取得しうるためには、一般外観上従来の占有状態に変更を生ずるがごとき占有を取得することを要し、かかる状態に一般外観上変更を来たさないいわゆる占有改定の方法による(占有の)取得をもっては足りないものといわなければならない。」

刑法 問題

甲(男性50歳,身長165センチメートル)とA(男性60歳,身長170センチメートル)は,ある居酒屋の常連客だったが,日頃から仲が悪く,顔を合わせると口論をしたり,つかみ合いの喧嘩になることもあった。ある夜,その居酒屋で甲とAとが口論を始めたので,居酒屋の女将が止めに入り,その場は喧嘩が収まったが,15分ほどして,Aが大声で「甲が不愉快だから帰る。」と女将に告げて席を立ち,甲が座っていた椅子の後ろを通過して店外に出ようとしたところ,Aが持っていた帽子が,たまたま甲の後頭部に軽く触れてしまった。甲は,Aが大声で不愉快だと言うのを聞いた上に,Aが後ろを通った際に自分の身体に触れたので,Aが殴りかかってくるのではないかと勘違いし,後ろを振り向きざま,「何をするんだ。」と怒鳴り,目の前にあったビール瓶をつかんで,その瓶でAの頭部を殴りつけた。Aは,甲に殴られたことにより仰向けに倒れ,コンクリートの床に頭部を強打し,加療4週間を要する頭蓋骨骨折の傷害を負った。

甲の罪責について論じなさい。